

# 国民健康保険の 脱退手続きはお済みですか？

国民健康保険の人が社会保険に加入した場合は、国民健康保険脱退手続きが必要です。

☎ 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

**[脱退手続きに必要なもの]**

- ・窓口に来庁する人の身分証明書
- ・新しく加入した社会保険の保険証
- ・印鑑 ・今までお使いの国民健康保険証

**[受付先]**

国保年金課、市民課、各総合支所

社会保険に加入した日以降に、誤って国民健康保険証を使用し、て病院を受診した人に対して、市から自己負担金額を除く医療費を請求する場合（※1）があります。この場合、国民健康保険加入世帯の世帯主が市に支払った後に、その領収書を持参のうえ、社会保険に加入した本人が、社会保険の保険者（全国健康保険協会や健康保険組合など）に療養費の請求を行うこととなります。

このような手続きを避けるためにも、社会保険証がお手元に届き次第、国民健康保険脱退の届出をしてください。お手続きは、原則14日以内にお願います。

なお、遡って国民健康保険に加入（または脱退）の届出をした場合、遡った期間についても、国民健康保険税が課税（または減額）となります。

※1：窓口で支払う医療費は、総額の3割（18歳以下、70歳以上の人を除く）で、残りの7割は市の国民健康保険から支払われているため。

## こんなときは、お手続きが必要です！

	手続きが必要な場合	必要なもの
国保に加入	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
	家族の健康保険の扶養を抜けたとき	健康保険資格喪失証明書
	他の市区町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの、親の国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	外国籍の人が国保に入るとき	在留カード、パスポート
国保を脱退	職場の健康保険に入るとき	国民健康保険証、職場の健康保険証（または加入証明書）
	家族の健康保険の扶養に入るとき	国民健康保険証、職場の健康保険証（または加入証明書）
	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険証
	国保の人が亡くなったとき（葬祭費の申請）	国民健康保険証、死亡を証明するもの、葬儀の領収書（原本）、喪主名義の銀行口座がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、生活保護開始決定通知書
	外国籍の人が国保をやめるとき	国民健康保険証、在留カード
その他	伊達市内で住所が変更になったとき	国民健康保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯構成が変わったとき	
	仕送りを受けて就学のために転出するとき	国民健康保険証、在学証明書（原本）※平成29年4月1日以降発行のもの
	伊達市外の病院・介護施設などに入所するとき	国民健康保険証
	介護保険料適用除外の障がい者支援施設などに入所するとき ※該当施設はお問い合わせください	国民健康保険証
	国民健康保険証を再発行するとき	顔写真付きの身分証明書、印鑑

**[全ての手続きに必要なもの]**

- ・印鑑（認め印可）
- ・世帯主と該当者の個人番号が確認できるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・窓口に来庁する人の本人確認ができるもの（次の①、②のいずれか）
  - ① 官公署発行で顔写真付きのもの 1点（運転免許証、マイナンバーカードなど）
  - ② 官公署発行で顔写真のないもの 2点（保険証、年金手帳、年金証書など）
- ・別世帯の人が手続きする場合は、委任状と代理人の本人確認書類